

# 消費者教育に関する消費者担当部局と教育担当部局 との連携状況についての調査・分析 先進的な事例及び特徴的な事例の概略

## 岩手県

- 連絡協議会を設置するまでの経緯や設置した後の状況（消費者担当部局）
  - ・ 当該連絡会議は岩手県消費者施策推進計画（H18.2月）に基づき、設置しているが本県の特徴は県内で相談事業や啓発事業の活動実績のある弁護士団体が構成員として参画しており、消費者被害の実情に即した適切な助言等を貰える体制となっている。
  - ・ 設置後は構成団体相互の活動状況について情報共有したほか、中学校の授業への講師の派遣や小学校PTAでの消費者教育に関する取組状況の視察を行っている。
  
- 連絡協議会を設置するまでの経緯や設置した後の状況（教育担当部局）
  - ・ 消費者関係機関からは、出前講座の状況や学校での指導に活用できる資料等の情報を、また、教育委員会からは、学校における消費者教育の実状や教員の要望等を、それぞれ直接伝えることができる会議となっている。

### （参考） 盛岡市

- 連絡協議会での協議を踏まえた具体的な活動について
  - ・ 盛岡市立大新小学校6年生全員及びPTAに対し行った金銭教育講座及び、奥羽市立小山中学校3年生全員に対し行った悪質商法対策講座、金銭教育講座をデモンストレーションとして位置づけ実施。意見交換を行なった。
  - ・ 上記デモに関し、関係者にアンケートを実施。あわせて奥羽市を含む胆江地区の家庭科教諭に意見を聴取。

## 1 趣旨

近年、若年層において、インターネットトラブルを始めとする消費者被害や消費者金融等による多重債務者が増加しており、消費者の自立支援のためにも、子供の頃からの学校における消費者教育を充実させていくことが必要である。

また、高齢者においては、催眠商法や振り込め詐欺などの被害が後を絶たないことから、生涯にわたる消費生活についての学習機会を充実させていくことが必要である。

このような観点から、岩手県消費者施策推進計画に基づき、「岩手県消費者教育連絡会議」を設置し、消費者行政担当部局と教育行政担当部局間の消費者教育に関する情報を共有し、連携を強化しようとするものである。

## 2 協議事項及び検討内容

### (1) 協議事項

- ・より効果的な消費者教育を推進するために必要な消費者問題に関する情報の交換
- ・消費者教育の関係機関の連携方策についての意見交換

### (2) 検討内容

- ・消費者教育に関する副読本等の作成と学校等への配布
- ・出前講座や特別講座による教員等の研修に対する講師の派遣
- ・教育委員会作成の児童用情報誌への情報の掲載
- ・金融広報委員会との連携による金銭教育に係る学習支援

## 3 構成

岩手県の消費者行政担当部局及び教育関係部局と国、盛岡市、岩手県金融広報委員会及び岩手弁護士会消費者問題対策委員会など消費者教育の施策推進に関係した下記のメンバーで構成する。なお、必要に応じて、構成員以外の関係者を出席させることができるものとする。

(メンバー)

- (1) 岩手県 環境生活部 環境生活企画室 食の安全安心・消費生活担当課長
- (2) 岩手県立県民生活センター所長
- (3) 岩手県 総務部 総務室 法務私学担当課長
- (4) 岩手県教育委員会事務局 学校教育室 学校企画担当課長
- (5) 岩手県教育委員会事務局 生涯学習文化課 総括課長
- (6) 財務省 東北財務局 盛岡財務事務所 総務課長
- (7) 盛岡市消費生活センター所長
- (8) 岩手県金融広報委員会副会長（日本銀行盛岡事務所長）
- (9) 岩手弁護士会消費者問題対策委員会会長

※必要に応じて出席願う関係者とは、学校現場関係者（教諭、PTA等）、消費生活アドバイザーなどを想定している。

## 4 会議の開催

連絡会議は、必要に応じて随時開催する。

## 5 事務局

連絡会議の庶務は、岩手県環境生活部環境生活企画室食の安全安心・消費生活担当において処理する。

## 大阪府

### ○連絡協議会における協議事項

- ・ 消費者問題に関する情報や教材を学校や社会教育施設へ提供すること
- ・ 消費生活相談員をはじめとする外部の専門家の学校や社会教育施設への受け入れの円滑化
- ・ 教員向け消費者問題講演会、研修会の開催。
- ・ 学校向け講師派遣事業の効果的な活用。
- ・ リーフレットの作成。
- ・ I Tを活用した消費者教育教材の普及。

### ○連絡協議会での協議を踏まえた具体的な活動

- ・ 若者向けリーフレットの府立高校 2 年生への全員配布
- ・ 学校向け講師派遣事業の効果的な活用
- ・ 家庭科研究会等への講師派遣事業等の情報提供
- ・ 社会教育施設への講師派遣事業（くらしのナビゲーター）の紹介
- ・ 教育センターにおける消費者教育員研修の内容充実（H19～予定）

### ○連絡協議会を設置するまでの経緯

#### （消費者担当部局）

- ・ 平成 18 年 3 月 31 日付の教育担当部局との連携強化についての文書をきっかけに、消費者センターから教育委員会に会議設置を呼びかけた。

#### （教育担当部局）

- ・ 大阪府消費者教育連絡会設置後、担当部局として、小中学校課及び高等学校課から会議に参加し、消費者担当部局と連携を図っている。

### ○連絡協議会の設置の前と後での変化

- ・ 消費生活センター事業における教育委員会との連携はスムーズになった。
- ・ しかし、各学校における具体的な消費者教育は、学校あるいは、担当教員の裁量もあり、連絡会議設置と指導要領に基づくカリキュラムの中でどれだけ消費者教育に時間を割けるかというのは別問題。

## 大阪府消費者教育連絡会議設置要綱

### (目的)

第1条 大阪府における消費者教育の推進体制を強化するとともに、消費者教育の充実を図るため、大阪府消費者教育連絡会議を設置する。

### (協議事項)

第2条 連絡会議は、消費生活相談の現状等を踏まえた消費者教育に関する連絡調整及び関係機関等との連携等について情報交換を行い、より効果的な消費者教育の推進方策を協議する。

### (組織)

第3条 連絡会議は次の職にある者をもって組織する。

- (1) 生活文化部府民活動推進課長
- (2) 教育委員会事務局教育政策室総務企画課長
- (3) 教育委員会事務局教育振興室高等学校課長
- (4) 教育委員会事務局市町村教育室小中学校課長
- (5) 教育委員会事務局市町村教育室地域教育振興課長
- (6) 消費生活センター所長

### (会議)

第4条 連絡会議は、消費生活センター所長が召集し、随時開催する。

2 連絡会議には、必要に応じて関係者を出席させることができる。

### (事務局)

第5条 会議の庶務は、消費生活センターにおいて行う。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議に関して必要な事項は、連絡会議において協議する。

### 附則

この要綱は、平成18年6月20日から施行する。